

令和 2 年度 第 9 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 1 1 月 1 7 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和2年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室
2. 開 会 日 時 令和2年11月17日(火) 午後2時06分
3. 閉 会 日 時 令和2年11月17日(火) 午後2時35分

4. 出席農業委員(19名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	北上稔君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 会議に付した案件

報告第39号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第40号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第41号	農地の転用事実に関する照会について
報告第42号	農地等の現況について(裁判所)
議案第56号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第57号	公売買受適格者の証明について
議案第58号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第59号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第60号	農地転用事業計画変更承認に係る意見について

- 議案第61号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第62号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 議事録署名委員

9番 奥山 博君 11番 外山 康仁君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今泉 卓也	事務局 次長	菅原 靖雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	根岸 優一
事務局 主査	鳥屋部 幸子	事務局 主査	中野渡 礼央
事務局 主査	椀木 信人	事務局 主査	吉田 武範

9. 書 記

事務局 主査 吉田 武範

議 長（杉山秀明君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年11月6日に告示招集いたしました、令和2年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。9番 奥山 博委員、11番 外山 康仁 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、吉田 武範 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いします。報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが3件4筆9,274平方メートルです。今後の意向は、24番は地目変更予定でこの後に法務局照会があります。25番は来月の3条で売買予定です。26番は中間管理で貸借手続中です。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）3ページをお願いします。報告第40号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。4ページから10ページです。今回は20件118筆219, 221. 18平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などです。農地以外の用途になっているものは、85番、87番の現況の一部は宅地です。90番の現況の一部は宅地及び雑種地です。また、100番と101番は同一の農地を分筆して相続するものです。104番の妻ノ神の農地は、今月の3条で売買予定です。なお、農地以外の用途となっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）11ページをお願いします。報告第41号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。今回の照会は6件8筆3, 607平方メートルで、現地調査は11月6日に実施し、法務局への回答は11月10日に行っております。35番は十和田乗馬倶楽部の西側です。築年不詳の厩舎が建っており、長期間宅地状態にあることから非農地と判断。36番の①②は電化堂の北側隣地です。①は昭和60年建築のアパートの通路、②はその駐車場となっております。20年以上公衆用道路及び雑種地の状態にあることから非農地と判断。37番の①②は深持小学校から南に約750メートル先です。①は昭和59年建築の住宅の庭、②は昭和48年建築の小屋と庭があり、20年以上宅地状態であることから非農地と判断。38番はかだあーれの西側です。平成11年建築の住宅の庭の一部となっております。20年以上宅地状態であることから非農地と判断。39番はもくもっくから東に約50メートル先です。昭和45年建築の住宅の一部がはみ出して建っており、20年以上宅地状態であることから非農地と判断。40番は鳩正宗株式会社から北西に約400メートル先です。築

年不詳の小屋が建っており、長期間宅地状態にあることから非農地と判断。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いします。報告第42号、農地等の現況について（裁判所）。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページです。今回の照会は、1件2筆3,456平方メートルで、現地調査は11月6日に実施し、裁判所へは11月10日に回答しました。2番の①②は、十和田アスコンから北に約150メートル先です。①は、雑草が繁茂しているが、草刈等により耕地への回復は十分可能な状態であると判断したことから農地と回答。②は、築年不詳の小屋が建っており、農地への回復は困難な状態であると判断したことから非農地と回答。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは議案に入ります。今月担当しました農用地利用調査班の調査員は、小田班長、山田委員、小笠原秋彦委員の3名です。11月6日に現地調査、及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いします。議案第56号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は16ページから19ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願

ます。10番 小田 正喜 委員、お願いいたします。

報告委員（小田正喜君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の第3条申請は合計15件、このうち所有権移転13件、賃借権設定2件となっています。まず、所有権移転ですが、16ページの申請番号57番から17ページの申請番号64番までは相手方要望による売買で、18ページの申請番号65番から69番までは贈与で、65番、66番、69番は知人へ、67番、68番は親から子へ贈与するものです。次に、賃借権による権利の設定ですが、19ページの申請番号34番、35番は労力不足によるものです。これらの申請のうち、16ページの申請番号58番は新規就農です。売買により農地を取得して、にんにくを作付けする計画となっており、今回の総会議案に提案している中間管理機構を通じた賃貸借により借り受ける農地と合わせると、下限面積5,000平方メートル以上となります。また、営農計画書をもとに聴取調査を実施した結果、特に問題はありませんでした。今回のすべての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第56号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君） 次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 20ページをお願いします。議案第57号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。21ページです。1番と2番の証明を受けようとする土地は、同じ土地で、令和2年7月第4回総会報告第20号で農地と報告済みのものです。入開札日は

令和2年11月20日、売却決定日は11月27日です。3番の証明を受けようとする土地は、令和元年7月第4回総会報告第23号で農地と報告済みのものです。入開札日は令和2年11月26日、売却決定日は12月3日です。4番の証明を受けようとする土地は、令和2年9月第7回総会報告第31号で農地と報告済みのものです。入開札日は令和2年11月25日、売却決定日は12月2日です。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いします。議案第58号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は23ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。6番 小笠原 秋彦 委員、お願いします。

報告委員（小笠原秋彦君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について、農用地の利用関係の調整の結果を報告いたします。11月6日午後、小田委員、山田委員と私の3名で、別館4階第1会議室にて、農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。今回のあっせん件数は、所有権移転による売買の3件です。売買理由は、すべて労力不足によるもので、所有権の移転を受ける者は、すべて認定農業者です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者が経営する農地の近くにあり、農地の集約が図られるものと考えられます。以上、今回のあっせんについては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件に該当すると判断されます。したがって、調整委員と

しては、今回のあっせんについて適当と認めましたので、農用地利用調整会議の調整結果を農業委員会に報告しています。報告は、以上です。

議 長（杉山秀明君）小笠原秋彦委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第58号は要請することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いします。議案第59号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。25ページです。賃借権の合計は、2件6筆10,032平方メートルです。2件とも新規で、32番の期間は5年、受け手は新規就農者です。33番の期間は10年、経営転換協力金の対象です。26ページです。使用貸借の合計は、2件2筆5,679平方メートルです。2件とも新規で、15番の期間は10年、16番の期間が1年です。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第59号は承認することに決

定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）27ページをお願いします。議案第60号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。28ページです。平成19年に普通住宅建築で転用許可済みでしたが、事業が困難となったため、その土地に別の承継者が普通住宅建築として事業計画を変更するものです。この案件は5条申請もされております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第60号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）29ページをお願いします。議案第61号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、30ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。5番 山田 利昭 委員、お願いします。

報告委員（山田利昭君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第4条の農地転用申請は、1件です。申請番号8番の転用事由は、植林です。申請地周辺は、山林に囲まれ日照が悪く、水路もなく農地としての管理が難しいことから、平成23年に杉の植林が行われました。現在、違反転用の状態となって

いることから、是正するため始末書付きで申請が出されております。場所は、道の駅奥入瀬から南東に約2.2キロメートルです。農地区分は、農用区域外にあり、いずれの要件にも当たらないため、その他の2種農地に該当します。以上、写真確認と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第61号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）31ページをお願いします。議案第62号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、32ページになります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。5番 山田 利昭 委員、お願いします。

報告委員（山田利昭君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条の農地転用申請は、3件です。申請番号47番の転用事由は、20区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し、非農地と併用して宅地分譲を行うものです。なお、申請地の一部には現在カーポートが整備されており、今後取り壊しますが、長期間にわたり違反状態であったことから、今般始末書付きで申請が出されております。場所は、もくもっくから東に約50メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号48番の転用事由は、駐車場の整備です。譲受人は、農地を売買で取得し、2台分の駐車場を拡張する予定です。場所は、サンワドーから南西に約150メ

ートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号49番は、先ほどの議案第60号で事業計画の変更が承認された案件です。転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、農地を売買で取得し、普通住宅の建築をする予定です。場所は、ゆーゆーランドから南東に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。以上、現地確認と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第62号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時35分 —————